



平成27年2月16日
内閣府（防災担当）

大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会（第5回） 議事概要について

1. 検討会の概要

日 時：平成27年1月21日（水）15：00～17：00

場 所：中央合同庁舎第8号館 3階 災害対策本部会議室

（出席者：関澤座長、室崎、久田、若尾、加藤、秦、岩見、飛田、落合、谷部、吉田、藤倉、伊藤、早田、安部各委員、
全国消防長会、東京消防庁、世田谷区、埼玉県、横浜市、茅ヶ崎市、
日原政策統括官、兵谷官房審議官 他）

2. 議事概要

配付資料1について、事務局より説明が行われた後、各委員に御議論いただいた。

委員からの主な意見等は次のとおり。

- タイプ別の比較を行った一覧表は、感震遮断の項目のところで、標準試験と簡易試験が一目で判別できるようにしてもらえるとわかりやすい。
- 感震ブレーカー等の性能評価試験に用いる地震の周期は、0.1秒から0.7秒ということは、設置の対象が基本的に戸建て住宅であろうと思われる。設置の対象については、どこかに説明を記述した方が良いと思う。
- 今後の課題になろうかと思うが、漏出したガスへの引火による火災について考慮してほしい。特に、地震発生直後に出火する事例は、漏えいしているガスに電気の火花が飛んで出火するものであり、このシステムで十分にカバーできていないかもしれないので、今後の課題として提言したい。
- 感震ブレーカー等の設置及び作動時における留意点をまとめてあるが、留意点が事業者向けなのか、住人向けなのか、表現が混在していてわかりにくいと感じるので、整理していただきたい。
- 販売側についても購入者に対して説明すべきことがあると思える。例えば、簡易タイプであれば非常時の照明を用意した方が良いとか、カバーされる範囲はこの範囲であるとか、説明を行った方が良い旨を記述すべきではないかと思う。

- 一般の方の受け止めとして、簡易タイプは信頼性が認識してもらえらるだろうか。コンセントタイプであれば抵抗感はいさいかもしれないが、簡易タイプのように一括で電気が遮断されることには抵抗感があると思われる。
- 感震ブレーカー等は一長一短で、簡易タイプであれば一括で電気が遮断されるので、屋内配線からの火災も防ぐことができる。コンセントタイプは、コンセントに接続したのしか防げないので、屋内配線からの火災は防げない。それぞれ長所と短所を持っているので、そこは選択の問題だと思う。
- 漏電ブレーカーの設置をまだ行っていない方もおられると思うが、屋内配線からの火災と漏電ブレーカーとの関係はどうなるのか。例えば、出火の可能性のある主な部位で屋内配線について「損傷又は一部断線状態により配線が短絡し、アークが発生、出火」とあるが、一般の消費者はなかなか理解できない。漏電ブレーカーが作動して出火を防げるのであれば、漏電ブレーカーとの関係性を整理しておく必要があるのではないか。
- 漏電ブレーカーが設置されていても、アークが発生したときに必ずそれが作動するかというと、その辺は難しい。アークが配線間で発生している場合は、漏電（地絡）ではなく短絡（ショート）になる。短絡では漏電ブレーカーが作動しないかもしれない。短絡により火花が出れば火災となる可能性がある。もし、配線の被覆が損傷してどこか家屋の金属部に触れることで漏電状態（地絡）がおきれば、漏電ブレーカーは作動するが、一般住宅の場合、金属部が少ないので、地震時にどうなるかはわからないが、地震で漏電ブレーカーが作動することは少ないのではないかととも思う。
- 消費者には、「うちは漏電ブレーカーがあるから大丈夫ではないか」と考える人もいるのではないかと思う。地震によって起きる損傷やいろいろなトラブルが火災に結びつくということは、大分わかってきているかもしれないが、はっきりと認識できていない場合も多いのではないか。今までの認識では不十分だという明確なポイントについて説明が欲しい。
- テレビ等で電気火災が扱われるとき、ほとんどの場合、『通電火災』という言葉が使われており、『阪神では』という前置きの後に、地震の後、何時間、何日も経過した後に火災が何件も発生したという解説がつく。検討会の中では電気火災、もしくは電気に起因する火災という名称で統一されているが、一般の方の認識は、「停電後の復電、もしくは再通電、再送電のときに火災が起きるので、ブレーカーを落として逃げなければいけない。それさえできれば、感震ブレーカーは要らないのではないかと、受け止められる可能性があることを心配している。東日本大震災では東京で30件近く火災が発生しているが、東京管内では停電はしておらず、停電後の復旧時に通電火災が起きることだけが問題ではないということもわかっている。通電火災という言葉やイメージだけが先行して社会に出ていっているので、メディアの方の用語の使い方も含めて、この検討会の中で再整理できるのであればありがたい。
- 以前、例えば、首都直下地震で震度6強の揺れが大きい地域であれば、1万世帯に1件の出火確率であるとか言われたこともあった。一方で、個人単位では、自分の家が出火するかと言われると、1万分の1とか10万分の1の確率で、市街地火災としてみれば高いリスクと言っても、個人のリスクとして見れば低いものと受け止められるお

それがある。ただ、周りの家が出火してしまうと、自分も延焼する可能性があるという意味では、外部性が確実にあるような問題として設定できると思う。普及させるときに、ユーザーの問題だけだとしてしまうと、なかなか普及が難しいのではないかと思うので、そのあたりも議論のポイントに入れていただければと思っている。

- 横浜市などもいろいろな制度をつくっているが、そんなに普及はしていない。今後、普及できたという事例を、ターゲットを絞ってやってみせたほうがいいような気がする。全市対象ではなく、どこかの密集市街地でいいと思うが、地区を限定して、行政と一緒にやって一気に普及させる、やればできるというのを見せておくと、ほかの自治体もちょっとやる気が出てくるのではないかと思うので、そのあたりを議論していただきたい。
- 感震ブレーカー等の普及を積極的に展開していくためには、住宅のリフォーム関連の事業者とか、電気工事の事業者、電気を調査される事業者等、範囲を広げていくほうが、場合によっては優良住宅を流通させようという不動産関係のところなどとも少し情報交換していくことが必要ではないかと思っている。
- 性能評価の比較表は、比較的わかりやすいことから、実際に動き出すときには、表示の事例でもあったように、左側の性能・機能のところだけがひとり歩きしていく可能性がある。厳密に言うと、総合タイプは通電継続回線からの出火リスクは残るため、表示に工夫ができればよいのではないかと思う。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

調査・企画担当 参事官補佐 田村 英之

主査 杉本 正和

TEL : 03-3501-5693(直通) FAX : 03-3501-6820